

# 味の素「食と健康」 国際協力支援プログラム

応募期間：2006年9月4日（月）～11月13日（月）  
（申請用紙お申込み期間：9月4日～11月6日）

## プログラムの趣旨

味の素グループは、「食と健康」を中心とする社会貢献活動をグローバルに推進することにより、健康で活力ある社会の実現に努めています。

『味の素「食と健康」国際協力支援プログラム』は、「食・栄養・保健分野の国際協力」の現地活動支援を通して、開発途上国の人々の生活の質の向上を目指した助成プログラムです。

私たちの定義する「食・栄養」とは、「人間が食物・栄養素を単に消化・吸収・排泄し生命活動を営むこと」だけでなく、「人間（あるいは地域）が自らの力により、身体的・精神的・社会的に良好な状態で、栄養的に望ましい食物（食料／食品）を生産・加工・販売／購入・調理・食事・廃棄／保存／再利用し、次なる生産活動に結びつける循環の全てのプロセス」を含みます。そして「それらのプロセスを持続的に支える自然環境・文化・社会経済づくり」も視野に入れています。

また、人々の疾病予防や健康増進につながる「保健」活動は、良好な「食・栄養」生活の土台をつくるものとして位置づけます。

人々の、地域のそして地球の＜生きる力＞につながる「食・栄養・保健分野の国際協力」活動を、本プログラムを通して皆様と共に創っていくことができれば幸いです。皆様からの積極的なご応募をお待ちしています。

2006年9月 味の素株式会社

# 1. 募集形態

## I 『新規事業支援』：新しく始める事業に対する支援（申請日時時点で実績無し、または2年未満の事業対象）

- ＜事業の新規開発＞ 本支援プログラムの「対象となる課題」（→2. 2「対象となる課題」）に関わる事業を初めて立ち上げる（または既に立ち上げているが実績が2年未満の）ケース
- ＜事業の経験活用＞ 従来実施してきている事業に、「対象となる課題」に関わる活動を新たに組み合わせるケース（例：「収入向上」＋「栄養教育」など）
  - ニーズ調査等、事業開始のための事前準備を含みます。

## II 『継続事業支援』：既に本格的に展開している事業に対する支援（申請日時時点で実績が2年以上の事業対象）

- ＜事業の充実・発展＞ 従来実施してきている事業が「対象となる課題」に関連する場合で、当該事業をさらに充実・発展させるケース（主な対象者・地域は従来の事業と同様のこと）
- ＜事業の経験普及＞ 従来実施してきている事業が「対象となる課題」に関連する場合で、当該事業を他地域へ普及するケース（主な対象者・地域は従来の事業と異なること）
  - 申請する事業に関して、少なくとも前年度を含む過去2ヶ年分（2004年度・2005年度）の事業報告書の提出を条件とします。

# 2. 支援内容

## 1 対象となる地域

アジア（日本以外の国）および南米（ブラジル、ペルーおよびその周辺国）

- 政情の不安定な地域は、安全管理および案件監理の観点から原則として対象外とします。（「不安定な地域」の基準は、日本国外務省による海外渡航に関する危険地域情報等を参考に検討します。）

## 2 対象となる課題

「食・栄養」および「保健」分野に関する課題（参考：「2005年採用事業」）

- 本プログラムにおける「食・栄養」および「保健」の定義は「プログラムの趣旨」の通りです。
- 「保健」分野については、「食・栄養」分野の課題との関連性が明確であることを条件とします。申請書にはそれらの関係を明記してください。
- 「食・栄養」および「保健」分野の課題と間接的あるいは包括的な関係にある分野等の場合（教育、地域開発、福祉、ジェンダー間の平等と女性のエンパワーメント等）は、人々が「食・栄養」を通じて自らの力で生活の質の向上を目指す活動を、当社支援による主な活動として含む場合は対象とします。申請書にはそれらの関係を明記してください。
- すべての課題について、社会・文化・宗教的な理由により見解が分かれるような事業に対しての支援は慎重に検討します。

## 3 対象となる活動の種類

### ①「実践活動」

### ②「教育・教材等開発／提供」

### ③「技術研究」

- 原則として、①「実践活動」であること。（②「教育・教材等開発／提供」③「技術研究」については、事業の終了時に具体的な「実践活動」計画が立案されているなど、将来的に「実践活動」に結びつくことを条件とします。）
- 事業終了後、人・地域の自立発展につながる要素を含むこと（人材育成関連の活動等）。
- 物品の寄付や施設の建設のみで完結する事業は対象外とします。ただし、「建設事業」については、診療所、学校、給食施設などの施設建設が、事業目標を達成するための投入の一部という位置づけの場合は対象となります。（この場合、支援金額の50%以上を建設費や設備費として充当することは認められません。）
- 事業の受益者は、「サービス提供者」（間接受益者）に留まらず「地域住民」（直接受益者）等を含むこと。
- 事業全体の中で①～③の活動の組み合わせ（連携）は、本プログラムにおいて歓迎します。ただし、申請書にはその中心的活動種類ひとつにマークをし、備考欄にて補足説明をしてください。

## 4 支援の期間

I 『新規事業支援』 2007年4月1日～2009年3月31日までの間、8ヶ月以上2ヶ年以内

II 『継続事業支援』 2007年4月1日～2010年3月31日までの間、2ヶ年以上3ヶ年以内

- 原則として、支援開始日は2007年4月1日とします。

## 5 支援の金額

2007年度支援金総額：上限800万円／5～6件程度

内訳：Ⅰ『新規事業支援』1件あたり上限100万円／年（2ヶ年で上限200万円）（支援予定合計200～400万円、2～4件程度）

Ⅱ『継続事業支援』1件あたり上限200万円／年（3ヶ年で上限600万円）（支援予定合計400～600万円、2～3件程度）

- 以下については、支援金額の上限30%まで予算化することを認めます。
  - 1) 事業実施のために必要な事務局の人件費（専門家等への謝礼金除く）
  - 2) 管理運営費：電気代等
  - 3) 投資経費：パソコン等の資材購入費
  - 4) 当社現地視察にともなう費用：
    - 同行者の人件費（原則として現地担当責任者1名）
    - なお原則として、以下については当社にて負担します。
      - ・ 現地事務所－活動実施地域間の往復の旅費（車両による移動の場合、運転手の人件費含む）
      - ・ 活動実施地域での宿泊費
      - ・ （使用言語が日本語または英語以外の場合）通訳の人件費
  - 5) 海外旅費（日本に拠点を有する非営利団体の場合のみ）：
    - 日本の事務局－活動実施地域間の本支援事業担当者の交通費
  - 6) カウンターパート事務手数料（海外にのみ拠点を有する非営利団体の場合のみ）：
    - 当該団体と当社間の連絡窓口となる日本側カウンターパート（推薦団体）の諸経費（海外団体および当社との連絡通信費、人件費等）
- 当社のみでなく、他の助成団体等からも助成を受けることは奨励します。ただしこの場合は、当社支援に関わる活動（目標・受益者等）について明確にしてください。
- 交付金額ははじめに提出された予算書の通りとは限りません。候補案件選出（審査1）後に精査し、必要かつ適切な予算書の再度提出を求める場合があります。
- 予算書は「日本円」で作成してください。やむを得ず現地通貨で作成の場合は、合計金額を「日本円」に換算の上提出してください（レート換算日=申請日）。

## 3. 申請者の資格

### ①原則として、日本に拠点を有する非営利団体であること

- 海外に本部を置くNGOの日本支部も支援対象となります。

＜海外にのみ拠点を有する非営利団体の取り扱い＞

- 日本に拠点を有する非営利団体の現地カウンターパートとして実施体制の一端を担うことは認めます。
- 日本に拠点を有する組織／団体（個人を除く）の推薦状がある場合は、申請資格の可能性を検討します。
- 原則として、本プログラムに関する海外での公示は行いません。申請ご希望の団体は、必ず日本の推薦団体を通して事務局へご連絡ください。
- 推薦団体に対しては、＜海外にのみ拠点を有する非営利団体（＝被推薦団体）＞と当社間の連絡窓口として、次のような要件を求めます。
  - 1) 日本に拠点を有する組織／団体であること（個人を除く）。
  - 2) 組織／団体としての信頼性が認められること（明確な組織体制・財務状況・事業実績など）。
  - 3) 推薦団体が「政治的・営利的・宗教的活動（類似の行為を含む）」を行っている場合、その活動が被推薦団体の提出する申請事業と一切かかわりのないこと。
  - 4) 被推薦団体との間に信頼関係が認められること（共同事業実績など）。
  - 5) 被推薦団体の提出する申請事業の中で、日本側カウンターパートとして実施体制の一部を担うこと（例：日本からの専門家の派遣、共同研究など）。
  - 6) 申請事業が採用された場合、契約締結から完了報告書提出まで、被推薦団体と当社間の連絡窓口となることが可能であること。

### ②組織を発足してから2年以上の事業実績を有すること

- 少なくとも前年度を含む過去2ヶ年分（2004年度・2005年度）の事業報告書の提出を条件とします。

### ③事業を展開するための現地拠点があること／カウンターパートがいること

＜日本に拠点を有する非営利団体の場合＞

- 『現地拠点』と『現地カウンターパート』の両方は必要ありません。ご自身の団体の『現地拠点』（支部）または『現地カウンターパート』（現地NGOなど）いずれかがあれば支援対象となります。なお、現地実施体制の中で両方を位置づけることは問題ありません。この場合、申請書の「現地連絡先」はご自身の団体の『現地拠点』（支部）としてください。

＜海外にのみ拠点を有する非営利団体の場合＞

- 申請書の「現地連絡先」は、『現地カウンターパート』ではなくご自身の団体の『現地拠点』（本部または支部）としてください。
- 申請団体が事業を全面的に他の団体に委託することは認めません。ただし、『現地カウンターパート』として、事業の一部を委託することは認めます。

### ④政治的、営利的、宗教的活動は類似の行為を含めて一切行っていないこと

- 本プログラムにおける「宗教的活動」の定義は原則として次の通りです。
  - 1) 宗教法人格をもつこと。
  - 2) 布教活動を目的とした事業を行っていること。

## 4. 選考の基準と選考方法

### 1 選考の基準

#### ① 団体としての経験・能力

(団体の事業方針・設立の背景、開発途上国地域での「食・栄養・保健分野」の改善活動経験、現地および日本での活動体制)

#### ② 申請事業の内容 (本「プログラムの趣旨」との適合性、公益性、自立発展性)

#### ③ 事業実施のための諸条件 (実施計画・要員・事業規模の妥当性)

#### ④ 味の素グループの参加性 (人・もの・施設・情報・技術等の活用度)

- 「味の素グループが資金的支援以外でどのように事業に関わることができるのか」という観点による基準であって、選考上あるいは事業実施のための必須要件ではありません。申請事業の中で、味の素グループの製品や技術の使用についてニーズの可能性があれば申請書に明記してください。

### 2 選考方法

#### 審査1 AIN\*による支援候補案件の選考 ▶ 現地視察 ▶ 審査2 味の素グループ社会貢献推進委員会による支援先決定

- 選考の過程では必要に応じて申請団体に対して資料の提出やインタビュー (聞き取り調査) を依頼することがあります。
- 原則として、現地視察はAIN事務局 (日本) によるものですが、状況によっては当該国 (または周辺国) の味の素グループ法人/財団より実施する場合があります。
- 当社現地視察に関わる諸経費の取り扱い:  
以下については当社にて負担します。なお、ご同行者は原則として現地担当責任者を希望します。(ご同行者の人件費については含みません。)
  - ・ 現地事務所ー活動実施地域間の往復の旅費 (車両による移動の場合、運転手の人件費含む)
  - ・ 活動実施地域での宿泊費
  - ・ (使用言語が日本語または英語以外の場合) 通訳の人件費

### 3 支援によって期待する事項

支援によって期待する事項は、<味の素グループ社会貢献活動評価の視点>の内、主に<社会への貢献度>と一致します。

#### <味の素グループ社会貢献活動評価の視点>

##### 社会への貢献度

「自立発展性」……………自助努力による持続可能性の高い活動であるかどうか

「先進/独自性」……………同分野の先行モデルとなり得る活動であるかどうか

「公益性」……………社会ニーズに対応した有益な活動であるかどうか

##### 味の素グループの事業への貢献度

「情報発信度」……………ステークホルダーへの説明責任を果たし得る活動であるかどうか

「外部組織との協働/共創度」……………相乗効果の期待できる活動であるかどうか

「味の素グループの参加性」……………グループの固有資源を活用し、社会への積極的な参加が成されている活動であるかどうか

- 上記視点を参考に、申請書には事業関係者 (申請団体、受益者、カウンターパート等) 各者について「事業の重点視点」および「目標指標」のご記入をお願いします。なお採用決定後には、当社にても貴事業における<味の素グループの事業への貢献度>に関して検討し、事業関係者の皆様と共有をさせていただく予定です。
- 各事業関係者により設定された「事業の重点視点」および「目標指標」は、事業の中間/終了時評価の際に重要な判断基準とさせていただきます (→6. 5「事業評価」)。
- <味の素グループの事業への貢献度>の<事業>とは、「企業の行う事業 (経済活動)」の意味で使用しています。<事業への貢献度>を高めることにより、「企業の事業活動によって生み出される資源 (資金、人材、技術、情報等) を社会の持続的発展のために活用すること」、そして「企業市民としての役割・責任を果たしていくこと」を目指しています。

## 5. 選考結果

中間通知：2007年1月末日までに、全ての申請団体宛に「**審査1**の結果」を電子メールにて通知。

- ただし、**審査1**で選出された支援候補案件の**現地視察**の結果、**審査2**での審議に至らない案件が多数あった場合、**審査1**で選出されなかった中から再度候補案件とされる可能性はあります。この場合、事務局より至急その団体へ連絡を行い、**現地視察**のための調整を依頼します (2月下旬~3月上旬頃)。

最終通知：2007年3月末日までに、全ての申請団体宛に「**最終選考結果**」を文書にて通知。

- 採否の理由など、選考に関するお問合せには原則として応じられません。
- 採用となった場合、団体名・代表者名・所在地・支援事業概要・支援金額を味の素グループのホームページ等にて公表します。

## 6. 支援事業決定および開始後の活動（2007年4月以降）

### 1 覚書の締結

事業実施団体の代表者は味の素株式会社と覚書を取り交わし、これに基づいて事業を実施することとします。

- 事業実施団体が「海外にのみ拠点を有する非営利団体」の場合、当該団体－日本側カウンターパート（推薦団体）－味の素株式会社の三者間で覚書を取り交わすこととします。
- 活動当地の味の素グループ海外法人／財団と調整の上、可能な範囲で調印式を実施します。

### 2 支援金の支払い

原則として、2007年4月末日までに事業実施団体を名義人とする銀行口座に振込予定。

- 海外の銀行口座でも振込可能です。ただし、当社側の送金の公式証明（銀行からの送金レポート等）があるにも関わらず、何らかの事情によりその口座に入金されていなかった場合、その責任は負いかねます。またその場合の再送金についてはできかねます。
- 送金通貨は、振込先が日本国内の口座の場合は「日本円」、海外の口座の場合は「（支援決定金額の日本円に相当する）USドル」とします。
- 原則として、**単年度毎の支払い**とします。ただし共同で事業の中間評価を行い、当初の事業計画／設定目標に照らして、次年度以降に支障をきたす状況と判断されたときは、相互協議の上、支払いを休止または中止する場合があります。

### 3 AINによるテクニカルサポート

事業実施団体には、進捗状況や評価結果によって、専門的なアドバイスや人材の紹介等をさせていただく場合があります。

### 4 現地視察

原則として、中間／終了時評価の際に現地視察を行います。その他、必要に応じて相互協議の上実施します。

### 5 事業評価

支援開始後1年毎に「中間評価」を、契約満了時に「終了時評価」を共同で実施します。

- 事業の成果を高めるための適切な評価を行うため、関係者（事業実施団体、受益者、味の素グループ等）で「事業の重点視点」や「目標指標」等について共有をしていただきます。各自が設定した「事業の重点視点」や「目標指標」に対し、達成状況やその要因等に関する自己評価を行い、現地視察等により相互に確認をします。

### 6 事業報告

支援開始後半年毎に「中間報告書」を、契約満了後2ヶ月以内に「完了報告書」を提出してください。

- 当支援プログラムの報告書作成ガイドラインに沿って、実施した事業についての報告書（写真含む）と会計報告書を提出していただきます。またご提出後、補足報告書類を要請する場合があります。
- 使用言語は日本語または英語でお願いします。ただし、報告書の概要については、日本語と英語の両方が必要です。
- 領収書は原則として全ての支払いについて添付してください。添付される領収書はコピーでも可です。入手が困難な場合は、領収書に値するよう書類を添付してください。その書類の入手も困難な場合は、理由を明記した書類（代表者および担当者の捺印またはサイン要）を支払い毎に提出してください。
- 事業実施団体は「食・栄養・保健分野における国際協力」フォーラム（AIN主催）にて報告発表を行う機会を予定しています。

### 7 支援の休止／中止

契約期間中、事業の継続に著しく支障をきたす状況にあると判断されたときは、相互協議の上、支援を休止または中止する場合があります。

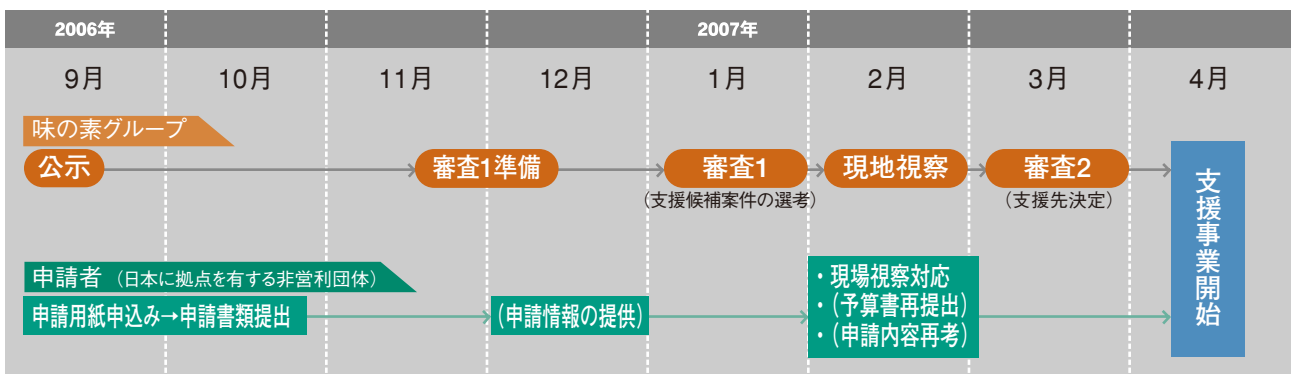
## 7. 公募実施体制

【主管】	味の素グループ社会貢献推進委員会
【選考・審査・提言】	味の素「食と健康」国際協力ネットワーク※（AIN）
【後援】	（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）、（財）国際協力推進協会（APIC）、 国連食糧農業機関（FAO）駐日連絡事務所、（社）日本栄養士会、日本国際保健医療学会（50音順）
【協力】	味の素グループ海外法人／財団
【事務局】	味の素（株）CSR推進本部CSR部（AIN事務局）

### ※ AIN=Ajinomoto International Cooperation Network for Nutrition and Health （味の素「食と健康」国際協力ネットワーク）

1999年、味の素グループ社会貢献活動の内、「食・栄養・保健分野における国際協力活動」の推進組織として、国内外で活躍する専門家やNGO関係者等を中心に設立（代表：足立己幸 女子栄養大学名誉教授・NPO法人食生態学実践フォーラム理事長）。

## 8. 支援事業開始までの主なスケジュール



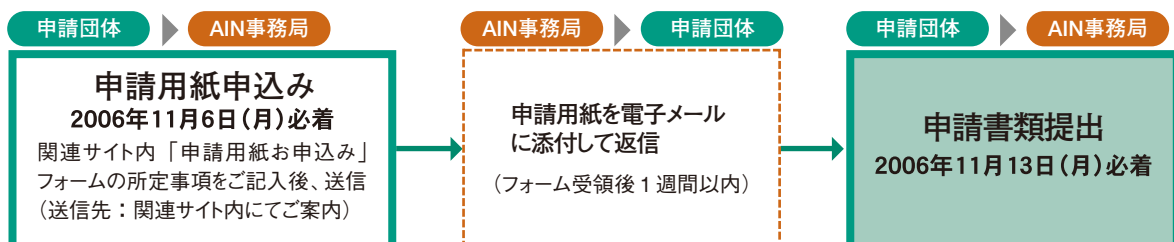
## 9. 申請方法

- 味の素「食と健康」国際協力支援プログラム関連サイト（以下、「関連サイト」と表記）よりお申込みください。

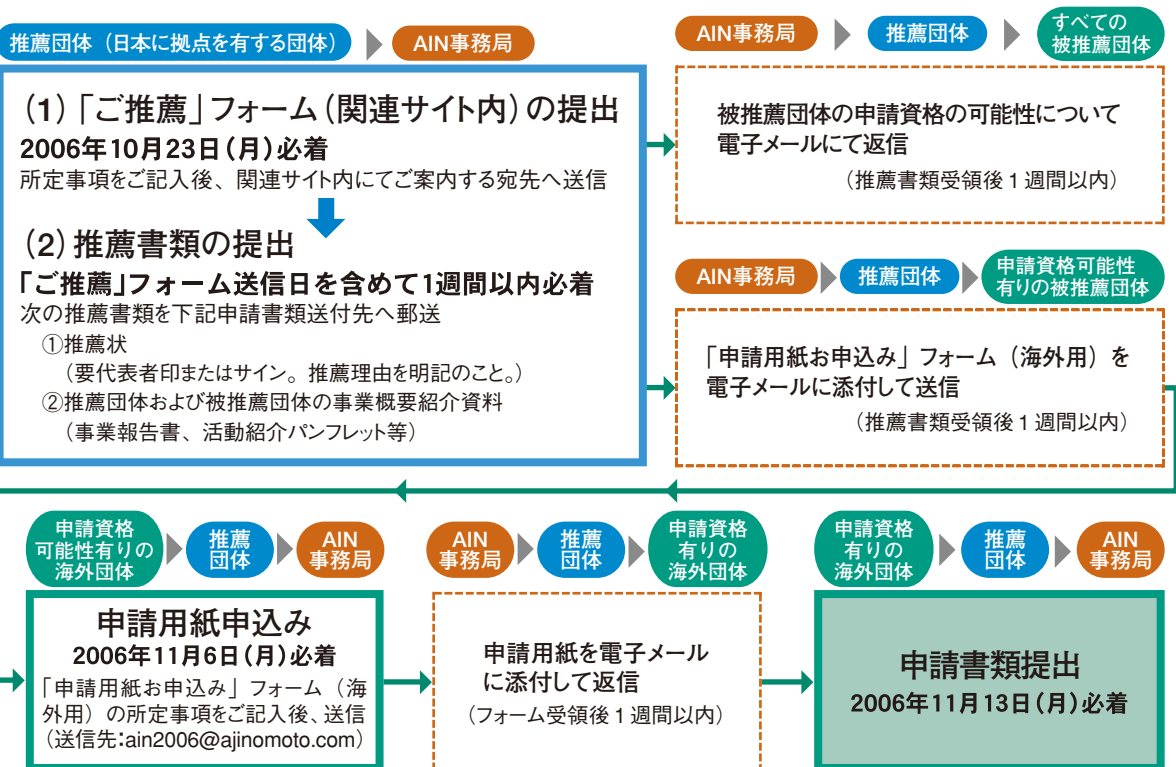
URL: <http://www.ajinomoto.co.jp/company/kouken/global/ainkoubo.html>

- 申請用紙申込み期間: 2006年9月4日～11月6日
- 申請書類提出期日: 2006年11月13日

### 日本に拠点を有する非営利団体の場合



## 海外にのみ拠点を有する非営利団体の場合



### 申請書類提出 2006年11月13日（月）必着

#### (1) 申請用紙（データ）

…電子メールに添付して送信

**送信先：ain2006@ajinomoto.com**

- メールの件名には「貴団体名（書類提出）」とご記入ください。
- 申請書の使用言語は日本語または英語をお願いします。
- 事務局にて書類精査を行い、内容に不明確な点などがあった場合には申請団体に対して問い合わせをさせていただくことがあります。事務局からの「書類精査完了通知」（メール）を受領後、右記の通りすべての書類を事務局宛送付してください。

#### (2) 申請用紙（本紙・要代表者印またはサイン） および添付資料（紙媒体）

…郵送または宅配便

- 一度提出いただいた申請書類の返却および差し替えはできませんのでご承知おきください。また書類に不備があった際は応募の対象外とさせていただきますのでご注意ください。

**送付先：味の素株式会社 CSR推進本部CSR部  
 AIN事務局  
 〒104-8315 東京都中央区京橋1-15-1**

### 共通のご注意事項

- 「申請用紙お申込み」フォーム／「ご推薦」フォーム送信後、10日以内に事務局より返信がない場合は、お手数ですが電子メールにて再度ご連絡願います（ain2006@ajinomoto.com）。
- 「申請用紙お申込み」フォーム受領後、応募要項と照らして、申請をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 関連サイトをご使用になれない環境の方は電子メールにてご連絡ください（ain2006@ajinomoto.com）。この際メールの件名には「申請用紙お申込みフォーム希望」または「ご推薦フォーム希望」とご記入ください。追って、ご希望のフォームを電子メールに添付して送信します。

## お問合せ先

（お問合せ期間：2006年9月4日～11月13日）

関連サイト内「お問合せ」フォームの所定事項をご記入後、送信（送信先：関連サイト内にてご案内）

- フォーム受領後、1週間以内に事務局より電子メールにて回答をさせていただきます。フォーム送信後、10日以内に事務局より返信がない場合は、お手数ですが電子メールにて再度ご連絡願います（ain2006@ajinomoto.com）。
- 関連サイトをご使用になれない環境の方は電子メールにてご連絡ください（ain2006@ajinomoto.com）。この際メールの件名には「お問合せフォーム希望」とご記入ください。追って、フォームを電子メールに添付して送信します。
- お問合せの受け付けは電子メールのみに限らせていただきます。



## 2005年 採用事業

### ベトナム

2006-2008

- 北部山岳地域における子どもの栄養改善事業  
社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

### フィリピン

2006-2007

- フィリピン国都市部貧困地区における青少年の健康増進・改善事業  
特定非営利活動法人 国境なき子どもたち

### スリランカ

2006-2007

- スリランカ津波被災地における野菜栽培を通じた栄養・生活改善支援事業  
特定非営利活動法人 ジェン

### ミャンマー

2006-2007

- 障害者支援を中心とした栄養知識普及プロジェクト  
特定非営利活動法人 難民を助ける会

### インドネシア

2006-2007

- 幼児の栄養・食生活改善事業  
特定非営利活動法人 ピープルズ・ホープ・ジャパン  
(旧称「プロジェクトHOPEジャパン」)

### ペルー

2006-2009

- 栄養・母子保健に関する住民のエンパワーメント支援事業  
特定非営利活動法人 アムダ